

## 資料16-1 防災協定一覧

平成26年1月22日現在

No.	区分	協定等の名称	相手方の名称	締結年月日
1	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定書	十勝医師会と十勝管内市町村	平成3年4月1日
2		災害時における歯科医療救護活動に関する協定	十勝管内町村会と十勝歯科医師会	平成19年7月6日
3	緊急受入	災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書	社会福祉法人 幕別真幸協会	平成19年12月1日
4		災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書	医療法人社団博愛会	平成20年10月10日
5		災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人博愛会	平成26年1月22日
6	情報提供	災害時における協力要請に関する協定書	セイコーマートいちのへ店	平成17年8月1日
7		災害時における協力要請に関する協定書	セイコーマート札内店(桜町)	平成17年8月1日
8		災害時における協力要請に関する協定書	セイコーマートもり店	平成17年8月2日
9		災害時における協力要請に関する協定書	セイコーマートしなだ店	平成17年8月2日
10		災害時における協力要請に関する協定書	セブンイレブン幕別札内中央町店	平成17年8月1日
11		災害時における協力要請に関する協定書	セブンイレブン幕別町札内曉店	平成17年8月11日
12		災害時における協力要請に関する協定書	セブンイレブン幕別札内店	平成17年8月2日
13	食料・物資供給	災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書	幕別町商工会	平成10年12月14日
14		災害時における発電機等の供給に関する協定書	(株)共成レンテム	平成20年1月7日
15		災害時における発電機等の供給に関する協定書	ナラサキリース(株)帯広営業所	平成20年1月7日
16		災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング(株)	平成24年2月29日
17		災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書	生活協同組合コープさっぽろ	平成24年11月26日
18	燃料	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	帯広地方石油業協同組合幕別支部	平成24年5月16日
19	設備等復旧	幕別町における災害応急対策支援に関する協定 (H18.9.1改定、H25.6.1改定)	幕別建設業協会	平成17年8月31日
20		幕別町所管公園施設における災害時の協力体制に関する実施協定	幕別維持管理事業協同組合	平成20年6月18日
21		災害時における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書	社団法人北海道エルピーガス協会十勝支部	平成23年3月7日
22	給水	災害時における協力に関する協定書	(有)忠類運輸	平成21年2月26日
23	放送	災害時における非常放送に関する協定書	(株)おひひろ市民ラジオ(FM-WING)	平成20年4月14日
24		災害時における非常放送に関する協定書	(株)エフエムおひひろ(FM-JAGA)	平成20年4月14日
25	行政	北海道・市町村相互応援協定(H20.6.10改定)	北海道、道内自治体	平成9年11月5日
26		防災情報共有に係る維持管理に関する覚書(H20.12.10改定) 防災情報の共有に係る協定書(H20.12.10改定)	北海道開発局	平成18年12月1日
27		災害時相互応援に関する協定書	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会	平成21年7月31日
28		北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	平成22年5月21日
29		災害時における「道の駅忠類」の防災拠点化に関する協定書 「道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供装置」に関する協定書	北海道開発局帯広開発建設部	平成25年3月11日
30		災害時相互応援に関する協定書	神奈川県開成町	平成25年5月10日
31		災害時相互応援に関する協定書	埼玉県上尾市	平成25年11月11日
32		災害時相互応援に関する協定書	高知県中土佐町	平成25年11月18日
33	その他	災害時における協力に関する協定書	学校法人多田学園(江陵高等学校)	平成21年2月4日
34		災害時における協力に関する協定書	ルートインジャパン(株)(十勝幕別温泉グランヴィリオホテル)	平成21年6月1日
35		災害時における幕別町と幕別町内郵便局の協力に関する協定 (H23.3.31改定、H26.3.31改定)	幕別町内郵便(幕別、札内、忠類、糠内、札内桜町)	平成10年5月18日
36		災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書	社団法人全国霊柩自動車協会	平成24年3月30日

## 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、十勝管内各町村（別掲（以下「甲」という。））と社団法人十勝医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （救護班の派遣）

第2条 甲は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

### （災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲に提出するものとする。

### （救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

### （救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)救護班の編成及び派遣に要する費用

(2)救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

(3)救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4)前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。



この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 3年 4月 1日

甲 十勝管内各町村

音更町 町長 金子 尚



士幌町 町長 小川 寅之



上士幌町 町長 高橋 正



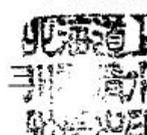
鹿追町 町長 岡野 友



新得町 町長 佐々木 忠



清水町 町長 矢地 広



芽室町 町長 鈴木 三智

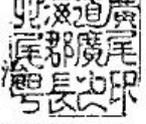
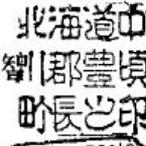


中札内村 村長 小田中 刻

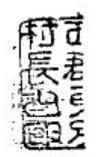


更別村 村長 林



忠類村	村長	吉田	一	
大樹町	町長	福原		
広尾町	町長	泉	耕	
幕別町	町長	林	照	
池田町	町長	石井		
豊頃町	町長	長瀬		
本別町	町長	鎌田	照	
足寄町	町長	富田	秋	
陸別町	町長	杉田		
浦幌町	町長	徳永	光	

  
北海  
道  
廣  
尾  
郡  
村  
長

  
村  
長



乙 河西郡芽室町本通4丁目25番地  
社団法人十勝医師会 会長 山本 孝





### 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、音更町、土幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町（以下「甲」という。）と社団法人十勝歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、甲が地域防災計画に基づき行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

#### （救護班の派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し災害時歯科医療救護活動等要請書(様式第1号)により救護班の編成及び派遣を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに救護班を編成し、当該救護班を救護所等に派遣するものとする。

#### （災害医療救護計画の策定、提出及び報告）

第3条 乙は、前条の規定により、歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、要請された医療救護活動等を完了したときは、速やかに歯科医療救護活動報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

#### （救護班の業務）

第4条 乙が編成する救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所等において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療及び衛生指導
- (4) 検死及び検案に関する法歯学上の協力

#### （救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に関わる連絡調整は、甲の指定した者が行う。

#### （医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

#### （収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が行う傷病者の収容医療機関の指定に関し、協力を行うものとする。

(医療費)

第8条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する経費のうち次に掲げるものは、甲が負担する。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
  - (2) 救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
  - (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
  - (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの
- (協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲から委任を受けた十勝町村会会長と乙が記名押印の上、各自その1通を保有し、各町村長はその写しを保有する。

平成19年 7月 6日

甲 代理人 十勝町村会会長 金 澤 紘



乙 社団法人 十勝歯科医師会  
会 長 有 田 修 造



## 災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と社会福祉法人幕別真幸協会（以下「乙」という。）とは、災害時における寝たきりや一人暮らし等の高齢者等で緊急に入所が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入及び連携等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定に該当する災害及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）に規定する警戒宣言等により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム札内寮に対し協力を要請すること及び甲乙間の円滑な連携が図れるよう、必要な事項を定めるものとする。

### （対応責任者）

第2条 甲及び乙は、災害時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

### （対応体制等の相互連絡）

第3条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

### （防災用物資の備蓄）

第4条 甲及び乙は、災害時等における必要な物資をあらかじめ防災用物資として備蓄に努め、これを毎年4月1日及び備蓄変更時に台帳で整備するものとする。

### （災害発生時の情報提供）

第5条 乙は、災害等があった場合、乙の施設の被害状況、地域の状況等をあらかじめ甲乙が協議して定める事項について取りまとめのうえ、定期的に甲に連絡するものとする。

### （受入要請及び受託）

第6条 甲は、幕別町の住民で被災した在宅の要援護者及び幕別町地域防災計画で指定する福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）に避難した要援護者、縁故先等に避難した要援護者及び損壊等により使用が不可能になった施設等に入所している要援護者のため、乙に対し緊急の受入要請が出来るものとする。

2 乙は、前項の規定により受入の要請を受けたときは、可能な範囲で受託す

るものとし、甲の定めた職員の指示に従い、又は、要請事項に従い業務を行うものとする。

(受入期間)

第7条 甲が、乙に緊急の受入を依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

(費用の負担)

第8条 甲は、要援護者に係わる緊急受入に伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費は、介護保険法の規定による短期入所の単価を用い、単価に依頼日数を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する経費の利用者負担分及び食事負担、並びに実費負担の費用負担分については、介護保険法、関係法令及び施設規定の例による。

4 施設が使用不可能となり、甲の調整により他の施設に受入要請した場合の負担については、それぞれの施設の間で協議するものとする。

(手続等)

第9条 甲は、第6条第1項の規定により乙に受入を要請する場合は、あらかじめ電話等の情報手段により、受入可能人数を確認のうえ、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 受入を要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先等
- (2) 受入要援護者の身元引受人の氏名及び連絡先等
- (3) 受入要請期間

(実績報告)

第10条 乙は、要援護者の緊急の受入を行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(受入可能人数等の協議調整)

第11条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入可能人数、災害時の要援護者及び要支援者等確保計画、並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

(災害発生時の人的支援)

第12条 甲は、乙が受け入れる要援護者を適切に介護できるよう専門的な介護者の確保に努めるものとする。

- 2 乙は、甲から福祉避難所へ職員派遣を要請された場合、速やかに受託するよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害時等に施設運営に必要な職員又は福祉避難所に派遣可能な職員について、甲に報告するものとする。
- 4 甲は、災害時等の緊急時に備え、災害ボランティアの把握及び確保を行う

ものとする。

- 5 甲は、自主的に又は乙からの要請により、災害ボランティア又は町職員を乙に派遣するものとする。

(災害発生時の物的支援)

第13条 甲は、災害時等に救援物資並びに搬送手段の把握及び確保を行うものとする。

- 2 甲は、自主的に又は乙からの要請により救援物資を乙に搬送するものとする。甲が救援物資を搬送することが困難な場合には、乙は物資の保管場所において救援物資の受け取りを行うものとする。

- 3 乙は、自主的又は甲の要請により、備蓄物資及び資器材等を提供するものとする。

(災害発生時の他施設活用)

第14条 甲は、乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受入可能な他施設等について調査・把握を行い、速やかに一時避難ができるよう努めるものとする。

(被災状況等記録)

第15条 乙は、災害時等において可能な限り写真等を用いて、被災状況等を記録するものとする。

(訓練)

第16条 甲及び乙は、毎年度、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会)

第17条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について、必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証、見直し)

第18条 甲及び乙は、毎年度、この協定について次の各号に掲げる事項の検証を行い、必要があれば随時見直しを行うものとする。

- (1) 第3条の規定に基づく連絡体制、対応窓口及び連絡方法に関すること
- (2) 第4条の規定に基づく防災用物資の備蓄等に関すること
- (3) 第5条の規定に基づく災害時等の連絡内容に関すること
- (4) 第6条の規定に基づく要援護者の受入に関すること
- (5) 第12条の規定に基づく人的支援に関すること
- (6) 第13条の規定に基づく物的支援に関すること
- (7) 第14条の規定に基づく一時避難の受入可能な施設に関すること
- (8) 第15条の規定に基づく被災状況等の記録に関すること
- (9) 第16条の規定に基づく甲及び乙合同による災害時の対応訓練に関するこ

と

(10) その他必要な事項に関すること

(地域住民の避難)

第19条 第6条の規定によるもののほか、第1条に規定する災害により、乙の周辺に在住する被災住民が広域避難場所への避難が困難なため、一時的に乙の施設に避難してきたときは、乙は災害後の乙の施設運営状況等を総合判断し、必要な措置を執るものとする。

2 甲は、乙から前項の措置を執り、経済的負担が大きく、施設運営に支障が生じる恐れがあるとの申し出があった場合は、前項の措置により受けた経済的負担の軽減について、誠意を持って乙との協議に応ずるものとする。

3 前項の負担については、災害救助法に規定されている避難所設置に要する費用に基づいて協議するものとする。

(協定の期間)

第20条 この協定は、締結日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

(補則)

第21条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年12月1日

甲 中川郡幕別町本町130番地  
幕別町長 岡田和



乙 中川郡幕別町字依田379番地  
社会福祉法人幕別真幸協会  
理事長 林照



## 災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と医療法人社団博愛会（以下「乙」という。）とは、災害時における寝たきりや一人暮らし等の高齢者等で緊急に入所が必要なもの（以下「要援護者」という。）の緊急受入及び連携等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定に該当する災害及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）に規定する避難勧告、避難指示により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が『介護老人保健施設あかしや』（以下「あかしや」という。）を運営する乙に対し協力を要請すること及び甲乙間の円滑な連携が図れるよう、必要な事項を定めるものとする。

### （対応責任者）

第2条 甲及び乙は、災害時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

### （対応体制等の相互連絡）

第3条 甲及び乙は、災害時における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

### （災害発生時の情報提供）

第4条 乙は、災害があった場合、乙の施設の被害状況、地域の状況等をあらかじめ甲乙が協議して定める事項について取りまとめのうえ、定期的に甲に連絡するものとする。

### （受入要請及び受託）

第5条 甲は、幕別町の住民で被災した在宅の要援護者、幕別町地域防災計画で指定する福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）に避難した要援護者、縁故先等に避難した要援護者及び損壊等により使用が不可能になった施設等に入所している要援護者のため、乙に対し緊急の受入要請が出来るものとする。

2 乙は、前項の規定により受入の要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、要援護者受入業務を進めるのにあたり、甲は乙（あかしや）と受入業務等（要援護者人数、人的・物的支援方法等）について、協議・連携を密にして行うものとする。

## (受入期間)

第6条 甲が、乙に緊急の受入を依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指  
定する。

## (費用の負担)

第7条 甲は、要援護者に係わる緊急受入に伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費単価等については、乙の積算方法により算出し、甲乙  
協議するものとする。

## (手続等)

第8条 甲は、第5条第1項の規定により乙に受入を要請する場合は、あらか  
じめ電話等の情報手段により、受入可能人数を確認のうえ、次の各号に掲げ  
る事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する  
場合は、この限りでない。

(1) 受入を要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先等

(2) 受入要援護者の身元引受人の氏名及び連絡先等、ただし、身元引受人等が  
不明の場合は、甲が対応をする。

(3) 受入要請期間

## (実績報告)

第9条 乙は、要援護者の緊急の受入を行った場合は、その受入状況を甲に報  
告するものとする。

## (受入可能人数等の協議調整)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入可能人数、災害時  
の要援護者支援伴う救援物資等について事前協議を行い、調整を図っておく  
ものとする。

## (災害発生時の人的支援)

第11条 甲は、乙が受け入れる要援護者を適切に介護できるよう専門的な介護  
者の確保に努めるものとする。

2 乙は、甲から福祉避難所へ職員派遣を要請された場合、可能な限り支援す  
るよう努めるものとする。

3 乙は、災害時に施設運営に必要な職員又は福祉避難所に派遣可能な職員に  
ついて、甲に報告するものとする。

4 甲は、災害時に備え、災害ボランティアの把握及び確保を行うものとする。

5 甲は、自主的に又は乙からの要請により、災害ボランティア又は町職員を  
乙に派遣するものとする。

## (災害発生時の物的支援)

第12条 甲は、災害時に救援物資並びに搬送手段の把握及び確保を行うもの  
とする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により救援物資を乙に搬送するものとする。甲が救援物資を搬送することが困難な場合には、乙は物資の保管場所において救援物資の受け取りを行うものとする。

3 乙は、自主的又は甲の要請により、可能な限り救援物資を提供するものとする。

(災害発生時の他施設活用)

第13条 甲は、乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受入可能な他施設等について調査・把握を行い、速やかに一時避難ができるよう努めるものとする。

(被災状況等記録)

第14条 乙は、災害時において可能な限り写真等を用いて、被災状況等を記録するものとする。

(訓練)

第15条 甲と乙とで協議して、随時、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会)

第16条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について、必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証、見直し)

第17条 甲及び乙は、毎年度、この協定について次の各号に掲げる事項の検証を行い、必要があれば随時見直しを行うものとする。

- (1) 第3条の規定に基づく連絡体制、対応窓口及び連絡方法に関すること
- (2) 第4条の規定に基づく災害時の連絡内容に関すること
- (3) 第5条の規定に基づく要援護者の受入に関すること
- (4) 第11条の規定に基づく人的支援に関すること
- (5) 第12条の規定に基づく物的支援に関すること
- (6) 第13条の規定に基づく一時避難の受入可能な施設に関すること
- (7) 第14条の規定に基づく被災状況等の記録に関すること
- (8) 第15条の規定に基づく甲及び乙合同による災害時の対応訓練に関すること

(9) その他必要な事項に関すること

(地域住民の避難)

第18条 第5条の規定によるもののほか、第1条に規定する災害により、乙の周辺に在住する被災住民が広域避難場所への避難が困難なため、一時的に乙の施設に避難してきたときは、乙は災害後の乙の施設運営状況等を総合判断し、必要な措置を執るものとする。

- 2 甲は、乙から前項の措置を執り、経済的負担が大きく、施設運営に支障が生じる恐れがあるとの申し出があった場合は、前項の措置に伴う経費を乙が支払うものとする。
- 3 前項に規定する経費については、災害救助法に規定されている避難所設置に要する費用に基づいて協議するものとする。

(協定の期間)

第19条 この協定は、締結日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

(補則)

第20条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年10月10日

甲 中川郡幕別町本町130番地

幕別町長

岡 日 和



乙 帯広市西23条南2丁目16-36

医療法人社団博愛会

理事長

細川 吉博



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と社会福祉法人博愛会（以下「乙」という。）とは、災害時における寝たきりや一人暮らし等の高齢者等で緊急に介護等の援護支援が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れ及び連携等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定に該当する災害及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）に規定する避難勧告、避難指示により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が「コムの里まくべつ」を運営する乙に対し協力を要請すること、及び甲乙間の円滑な連携が図れるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対応責任者）

第2条 甲及び乙は、災害時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（対応体制等の相互連絡）

第3条 甲及び乙は、災害時における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

（災害発生時の情報提供）

第4条 乙は、災害があった場合、乙の施設の被害状況、地域の状況等をあらかじめ甲乙が協議して定める事項について取りまとめのうえ、定期的に甲に連絡するものとする。

（受入れ要請及び受託）

第5条 甲は、幕別町の住民で被災した在宅の要援護者、幕別町地域防災計画で指定する福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）に避難した要援護者、縁故先等に避難した要援護者及び損壊等により使用が不可能になった施設等に入所している要援護者のため、乙に対し緊急の受入れ要請が出来るものとする。

2 乙は、前項の規定により受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、要援護者受入れ業務を進めるにあたり、甲は乙と受入れ業務等（要援護者人数、人的・物的支援方法等）について、協議・連携を密に行うものとする。

## (受入れ期間)

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

## (費用の負担)

第7条 甲は、要援護者に係わる緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費単価等については、乙の積算方法により算出し、甲乙協議するものとする。

## (手続等)

第8条 甲は、第5条第1項の規定により乙に受入れを要請する場合は、あらかじめ電話等の情報手段により、受入れ可能人数を確認のうえ、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1) 受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先等

(2) 受入れ要援護者の身元引受人の氏名及び連絡先等、ただし、身元引受人等が不明の場合は、甲が対応をする。

(3) 受入れ要請期間

## (実績報告)

第9条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

## (受入れ可能人数等の協議調整)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援に伴う救援物資等について事前協議を行い、調整を図っておくものとする。

## (災害発生時の人的支援)

第11条 甲は、乙が受け入れる要援護者を適切に介護できるよう専門的な介護者の確保に努めるものとする。

2 乙は、甲から福祉避難所へ職員派遣を要請された場合、可能な限り支援するよう努めるものとする。

3 乙は、災害時に施設運営に必要な職員又は福祉避難所に派遣可能な職員について、甲に報告するものとする。

4 甲は、災害時に備え、災害ボランティアの把握及び確保を行うものとする。

5 甲は、自主的に又は乙からの要請により、災害ボランティア又は町職員を乙に派遣するものとする。

## (災害発生時の物的支援)

第12条 甲は、災害時に救援物資並びに搬送手段の把握及び確保を行うものと

する。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により救援物資を乙に搬送するものとする。甲が救援物資を搬送することが困難な場合には、乙は物資の保管場所において救援物資の受け取りを行うものとする。

3 乙は、自主的又は甲の要請により、可能な限り救援物資を提供するものとする。

(災害発生時の他施設活用)

第13条 甲は、乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受入れ可能な他施設等について調査・把握を行い、速やかに一時避難ができるよう努めるものとする。

(被災状況等記録)

第14条 乙は、災害時において可能な限り写真等を用いて、被災状況等を記録するものとする。

(訓練)

第15条 甲と乙とで協議して、随時、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会)

第16条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について、必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証、見直し)

第17条 甲及び乙は、毎年度、この協定について次の各号に掲げる事項の検証を行い、必要があれば随時見直しを行うものとする。

- (1) 第3条の規定に基づく連絡体制、対応窓口及び連絡方法に関すること
- (2) 第4条の規定に基づく災害時の連絡内容に関すること
- (3) 第5条の規定に基づく要援護者の受入れに関すること
- (4) 第11条の規定に基づく人的支援に関すること
- (5) 第12条の規定に基づく物的支援に関すること
- (6) 第13条の規定に基づく一時避難の受入れ可能な施設に関すること
- (7) 第14条の規定に基づく被災状況等の記録に関すること
- (8) 第15条の規定に基づく甲及び乙合同による災害時の対応訓練に関すること
- (9) その他必要な事項に関すること

(地域住民の避難)

第18条 第5条の規定によるもののほか、第1条に規定する災害により、乙の周辺に在住する被災住民が広域避難場所への避難が困難なため、一時的に乙の施設に避難してきたときは、乙は災害後の乙の施設運営状況等を総合判断し、必要な措置を執るものとする。

- 2 甲は、乙から前項の措置を執り、経済的負担が大きく、施設運営に支障が生じる恐れがあるとの申し出があった場合は、前項の措置に伴う経費を乙に支払うものとする。
- 3 前項に規定する経費については、災害救助法に規定されている避難所設置に要する費用に基づいて協議するものとする。

(協定の期間)

第 19 条 この協定は、締結日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

(補則)

第 20 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月22日

甲 中川郡幕別町本町130番地  
幕別町

幕別町長

岡 日 和 夫



乙 河西郡更別村字更別南3線95番6  
社会福祉法人 博愛会

理事長

細川 吉博



## 災害時における協力要請に関する協定書

セイコーマート いちのへ（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- 1 甲が収集した道路・河川の異常情報、若しくは被災状況等に関する乙への情報提供
- 2 乙から現地状況の問い合わせに関する情報等の協力（気象状況・交通情報等）
- 3 乙から連絡する各種災害情報の告示（交通情報、避難情報等）
- 4 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （防災訓練等への参加）

第4条 甲は、乙の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては、  
店長、乙については民生部町民課長とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 17年 8月 1日

甲

幕別町札内あかしや町43番地  
セイコーマート いちのへ  
店 長 一 戸 英 雄



乙

中川郡幕別町本町130番  
幕別町長 岡田 和



## 災害時における協力要請に関する協定書

セイコーマート 札内店（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- 1 甲が収集した道路・河川の異常情報、若しくは被災状況等に関する乙への情報提供
- 2 乙から現地状況の問い合わせに関する情報等の協力（気象状況・交通情報等）
- 3 乙から連絡する各種災害情報の告示（交通情報、避難情報等）
- 4 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （防災訓練等への参加）

第4条 甲は、乙の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては、  
店長、乙については民生部町民課長とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 17年 8月 / 日

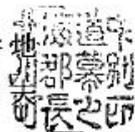
甲

中川郡幕別町札内桜町83番地3  
セイコーマート 札内店  
店 長 泉 田 清 一



乙

中川郡幕別町本町130番地  
幕別町長 岡田 和



## 災害時における協力要請に関する協定書

セイコーマート もり 店（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- 1 甲が収集した道路・河川の異常情報、若しくは被災状況等に関する乙への情報提供
- 2 乙から現地状況の問い合わせに関する情報等の協力（気象状況・交通情報等）
- 3 乙から連絡する各種災害情報の告示（交通情報、避難情報等）
- 4 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （防災訓練等への参加）

第4条 甲は、乙の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては、  
店長、乙については民生部町民課長とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年8月2日

甲

中川郡幕別町相川373番地  
セイコーマート もり店  
店 長 河 村 哲 裕



乙

中川郡幕別町本町130番地  
幕別町長 岡田 和



## 災害時における協力要請に関する協定書

セイコーマート しなだ幕別店（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- 1 甲が収集した道路・河川の異常情報、若しくは被災状況等に関する乙への情報提供
- 2 乙から現地状況の問い合わせに関する情報等の協力（気象状況・交通情報等）
- 3 乙から連絡する各種災害情報の告示（交通情報、避難情報等）
- 4 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （防災訓練等への参加）

第4条 甲は、乙の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては、  
店長、乙については民生部町民課長とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 17年 8月 2日

甲

中川郡幕別町錦町85番地  
セイコーマート しなだ幕別店  
店 長 品 田 竹



乙

中川郡幕別町本町130番地  
幕別町長 岡田 和



## 災害時における協力要請に関する協定書

セブンイレブン幕別札幌中央町店（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- 1 甲が収集した道路・河川の異常情報、若しくは被災状況等に関する乙への情報提供
- 2 乙から現地状況の問い合わせに関する情報等の協力（気象状況・交通情報等）
- 3 乙から連絡する各種災害情報の告示（交通情報、避難情報等）
- 4 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （防災訓練等への参加）

第4条 甲は、乙の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては、  
店長、乙については民生部町民課長とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 17年 〇 月 / 日

甲

幕別町札内中央町319番地1  
セブンイレブン幕別札内中央町店  
店 長 神 谷



乙

中川郡幕別町本町130番地  
幕別町長 岡田 和



## 災害時における協力要請に関する協定書

セブンイレブン幕別町札内曉店（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- 1 甲が収集した道路・河川の異常情報、若しくは被災状況等に関する乙への情報提供
- 2 乙から現地状況の問い合わせに関する情報等の協力（気象状況・交通情報等）
- 3 乙から連絡する各種災害情報の告示（交通情報、避難情報等）
- 4 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （防災訓練等への参加）

第4条 甲は、乙の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては、  
店長、乙については民生部町民課長とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年 8月 // 日

甲

中川郡幕別町札内暁町271番地  
セブンイレブン幕別町札内暁店  
店 長 浦 島 勉



乙

中川郡幕別町本町130番  
幕別町長 岡田 和



## 災害時における協力要請に関する協定書

セブンイレブン 幕別札内店（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- 1 甲が収集した道路・河川の異常情報、若しくは被災状況等に関する乙への情報提供
- 2 乙から現地状況の問い合わせに関する情報等の協力（気象状況・交通情報等）
- 3 乙から連絡する各種災害情報の告示（交通情報、避難情報等）
- 4 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （防災訓練等への参加）

第4条 甲は、乙の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては、  
店長、乙については民生部町民課長とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 17年 8月 2日

甲

幕別町札内共栄町11番地1  
セブンイレブン 幕別札内店  
店 長 村 上 吉



乙

中川郡幕別町本町130番  
幕別町長 岡田 和



## 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書

幕別町商工会（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1項に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請をすることができる。

#### 1 日常生活に必要な物資の支援、協力

##### ○主な物資の種類

- イ) 食糧
- ロ) 食器
- ハ) 炊事道具
- ニ) 日用品
- ホ) 光熱品
- ヘ) 衣料
- ト) 寝具
- チ) その他身の回り品

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （連絡責任者）

第4条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては幕別町商工会事務局長、乙においては、民生部町民課長とする。

(協 議)

第5条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年12月14日

甲 幕別町内商工会代表

幕別町商工会長 藤原 寿



乙 幕別町長 林 照男



## 災害時における発電機等の供給に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と株共成レンテム（以下「乙」という。）とは、幕別町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者又は避難者の救護活動等を円滑に行うため、発電機、暖房機、投光器、簡易トイレ、仮設建設物その他甲が必要とする機械器具及び資材（以下「発電機等」という。）の供給等に関し、次のとおり協定する。

## （要請及び協力）

第1条 甲は、災害時において、発電機等を調達する必要があるときは、乙に対し、乙の保有する発電機等の貸与について協力を要請し、乙は、甲からの要請があったときは、甲に対し乙の保有する発電機等を貸与するとともに、運搬に関し積極的に協力する。

## （要請の手続）

第2条 甲は、発電機等を調達するときは、乙に対し、出荷要請書（別記第1号様式）により協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後において速やかに文書を提出する。

## （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、甲の指定する場所に発電機等を運搬し、当該場所において、乙の出荷確認書（別記第2号様式）又は納品書等（以下「出荷確認書等」という。）に基づき甲の派遣した職員の確認を受けて引渡しを行う。ただし、緊急を要するときその他特に必要があるときは、甲又は甲の指定する者が運搬することができる。

## （経費の負担）

第4条 甲の要請に応じて乙が貸与した発電機等の借上料及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担する。

## （価格等の決定）

第5条 前条の規定により甲が負担すべき発電機等の借上料等の価格等は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、甲乙協議の上、災害発生直前における適正な価格をもって決定する。

## （連絡体制等の点検等）

第6条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、常に点検及び改善に努める。

## （在庫等の報告）

第7条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対し、発電機等の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

## （協定の期間）

第8条 この協定は、平成20年1月7日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

## （雑則）

第9条 この協定に定めのない事項その他疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有する。

平成20年 1月 7日

甲 幕別町本町130番地  
幕別町長 岡田 和



乙 帯広市西18条北1丁目14番地  
株式会社共成レンテム  
代表取締役社長 黒川 和雄



## 災害時における発電機等の供給に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）とナラサキリース(株)帯広営業所（以下「乙」という。）とは、幕別町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者又は避難者の救護活動等を円滑に行うため、発電機、暖房機、投光器、簡易トイレ、仮設建設物その他甲が必要とする機械器具及び資材（以下「発電機等」という。）の供給等に関し、次のとおり協定する。

### （要請及び協力）

第1条 甲は、災害時において、発電機等を調達する必要があるときは、乙に対し、乙の保有する発電機等の貸与について協力を要請し、乙は、甲からの要請があったときは、甲に対し乙の保有する発電機等を貸与するとともに、運搬に関し積極的に協力する。

### （要請の手続）

第2条 甲は、発電機等を調達するときは、乙に対し、出荷要請書（別記第1号様式）により協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後において速やかに文書を提出する。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、甲の指定する場所に発電機等を運搬し、当該場所において、乙の出荷確認書（別記第2号様式）又は納品書等（以下「出荷確認書等」という。）に基づき甲の派遣した職員の確認を受けて引渡しを行う。ただし、緊急を要するときその他特に必要があるときは、甲又は甲の指定する者が運搬することができる。

### （経費の負担）

第4条 甲の要請に応じて乙が貸与した発電機等の借上料及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担する。

### （価格等の決定）

第5条 前条の規定により甲が負担すべき発電機等の借上料等の価格等は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、甲乙協議の上、災害発生直前における適正な価格をもって決定する。

### （連絡体制等の点検等）

第6条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、常に点検及び改善に努める。

### （在庫等の報告）

第7条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対し、発電機等の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

### （協定の期間）

第8条 この協定は、平成20年1月7日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

### （雑則）

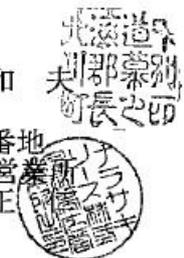
第9条 この協定に定めのない事項その他疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有する。

平成20年 1月 7日

甲 幕別町本町130番地  
幕別町長 岡田 和 夫

乙 幕別町札内みずほ町326番地  
ナラサキリース株式会社帯広営業所  
所長 岩 浪 正



## 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

### （目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1） 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2） 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

### （情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

### （商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

### （災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

### （連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

## (甲の連絡先の表示)

名称	電話番号
幕別町役場（代表）	0155-54-2111
〃 宿直室（休日・緊急時）	0155-54-2111

## (乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
帯広事業所（代表）	0155-67-0950
帯広事業所（衛星携帯）	090-6690-0861
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

## (守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

## (効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

## (協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年2月29日

甲 北海道中川郡幕別町本町130番地  
幕別町長 岡田 和夫

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 矢吹 健次



## 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と帯広地方石油業協同組合（以下「乙」という。）並びに、帯広地方石油業協同組合幕別支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

- 第1条 災害時等において、甲は、乙及び丙、並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。
- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
  - (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供
  - (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
  - (4) 乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
  - (5) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
  - (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する緊急要請及び簡易な応急手当等の支援
- 2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

### （支援の実施）

- 第2条 乙及び丙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲以内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断した時は、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

### （報告手続）

- 第3条 乙及び丙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

### （経費の負担）

- 第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙及び丙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙等が協議のうえ決定するものとする。

### （費用の支払）

- 第5条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときはその費用を速やかに支払うものとする。

### （事故等）

- 第6条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

### （損害の負担）

- 第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙等が協議して定めるものとする。

(協定の推進)

第8条 甲は、災害時に乙及び丙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道知事からの「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」(平成23年4月1日付け商金第1861号北海道知事通知)に沿って、ガソリンスタンド等を営む中小企業者等への受注機会の確保・拡大に配慮をするものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲と乙及び丙等は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。  
2 乙の支部である丙、及び丙の会員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

(町民への周知)

第10条 甲と乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について町民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙及び丙等から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙及び丙等が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 5月16日

甲	中川郡幕別町本町130番地 幕別町 幕別町長 岡田和夫	
乙	帯広市西3条北1丁目20番地2 帯広地方石油業協同組合 理事長 高橋勝坦	
丙	中川郡幕別町錦町42番地 帯広地方石油業協同組合 幕別支部 支部長 笹井守	

## 災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定

幕別町(以下「甲」という。)と生活協同組合コープさっぽろ(以下「乙」という。)は、災害時における応急生活物資(以下「物資」という。)の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、幕別町域内において地震、津波、風水害、その他異常な自然現象又は大規模な災害、その他大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙が相互に協力して災害時における町民生活の早期安定を図ることを目的として、消費生活の安定及び物資の供給等に関する事項を定めるものとする。

### (協力事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

### (協力の要請)

第3条 災害時において物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品等の供給についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、物資供給に関する要請書(別紙様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に物資供給に関する要請書を提出するものとする。

### (協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない範囲で、保有商品の供給に対する協力等について積極的に努めるものとする。

### (物資の範囲)

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 日用品
- (3) その他乙が供給可能な甲が指定する物資

(物資の引渡し)

第6条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に物資を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第7条 乙が供給した物資に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定に定めない事項)

第8条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 24 年 11 月 26 日

甲 幕別町長 岡田 和



乙 生活協同組合コープさっぽろ  
理事長 大見 英

